



スカパーJSAT

# スーパーバードIP VSATサービス 料金表

第11版  
(平成20年4月)

スカパーJSAT株式会社

## 通則

### (料金表の適用)

第1条 当社はスーパーバード IP VSATサービスに係る料金を、このスーパーバード IP VSATサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定める他、事業法施行規則第19条の2の規定に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

### (料金表の変更)

第2条 当社は、この料金表を変更することがあります。この場合の料金は、変更後の料金表によります。

### (消費税相当額の加算)

第3条 スーパーバード IP VSATサービス契約約款(以下「約款」といいます。)第36条(月額基本料の支払義務)から約款第39条(ID管理料及びVSAT地球局管理料の支払義務)の規定により、料金表に定める料金について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

### (料金の臨時減免)

第4条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款及び料金表の規定に拘らず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

### (月額料金の日割)

第5条 当社は、次の各号に該当する場合には、月額基本料とID管理料又はVSAT地球局管理料の合計額(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) スーパーバード IP VSATサービスの利用に係る利用開始日が、暦月の初日以外の日に到来したとき。
- (2) スーパーバード IP VSATサービスの専用契約の解除日又は料金プラン変更日が、暦月の末日以外の日に到来したとき。
- (3) 暦月の初日以外の日に約款の変更又は料金表の改訂等により月額料金の額が増加又は減少したとき。(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
- (4) 約款第41条(回線専用料に係る支払を要しない料金)第1項及び第2項の規定に該当するとき。

2 前項の規定による月額料金の日割りは、暦日数により行います。

3 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり、必要が生じた場合は、前2項の規定に準じて日割りします。

(端数処理)

第6条 当社は、料金その他の債務並びに消費税相当額及び延滞料金の計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

(前受金)

第7条 当社は、料金等について専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預りすることがあります。

但し、前受金に対しては利息を付しません。

## 料金表

### 1. マルチキャストサービス及び双方向サービスの利用に係るもの

#### 第1表 月額基本料

##### (1) 適用

月額基本料は、1の契約ごとに適用します。

但し、双方向サービスを音声専用プラン又は回線共用プランで利用するのみの契約には適用しません。

##### (2) 月額基本料の額

(単位：円/月)

月額基本料(1契約あたり)
120,000

## 2. マルチキャストサービスに係るもの

### 第2表 回線料

#### (1) 適用

- ア. 終日専用プランに係る回線専用料は、あらかじめ指定した伝送速度に応じて適用します。
- イ. 随時専用プランに係る回線専用料は、あらかじめ指定した伝送速度及び伝送時間に応じて適用します。

( 2 ) 回線料の額

終日専用プラン

( 単位 : 円 / 月 )

伝送速度	回線専用料
6 4 k b p s	370,000
1 2 8 k b p s	640,000
1 9 2 k b p s	920,000
2 5 6 k b p s	1,200,000
3 8 4 k b p s	1,700,000
5 1 2 k b p s	2,100,000
7 6 8 k b p s	2,900,000
1 . 0 M b p s	3,700,000
1 . 5 M b p s	5,300,000
2 . 0 M b p s	6,700,000
3 . 0 M b p s	9,400,000
4 . 5 M b p s	13,400,000
6 . 0 M b p s	16,800,000
1 5 . 0 M b p s	37,000,000

随時専用プラン

( 単位 : 円 / 時間 )

伝送速度	回線専用料			
	~ 5 時間	5 時間超分	1 0 時間超分	2 0 時間超分
6 4 k b p s	3,400	3,000	2,700	2,400
1 2 8 k b p s	6,900	6,100	5,500	5,000
1 9 2 k b p s	10,300	9,000	8,200	7,400
2 5 6 k b p s	13,800	12,100	11,000	9,900
3 8 4 k b p s	20,600	18,200	16,500	14,900
5 1 2 k b p s	27,500	24,200	22,000	19,800
7 6 8 k b p s	41,300	36,300	33,000	29,700
1 . 0 M b p s	54,900	48,300	43,900	39,500
1 . 5 M b p s	82,900	72,900	66,300	59,700
2 . 0 M b p s	109,900	96,700	87,900	79,100
3 . 0 M b p s	164,800	145,000	131,800	118,600
4 . 5 M b p s	247,300	217,600	197,800	178,000
6 . 0 M b p s	329,600	290,100	263,700	237,300



第3表 余白

第4表 システム構築費

(1) 適用

システム構築費の適用については、約款第38条（付加機能料及びシステム構築費の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

システム構築費の適用	
システム構築費の算定	ソフトウェアの開発又はシステム構築等の工事に適用し、その内容に応じて必要となる設計費（開発費を含みます）、調達費、据付け費又は撤去費、保守・運用費、及び間接費を合計した額とします。

(2) システム構築費の額

項目	区分	システム構築費の額
1 設計費(開発費を含みます)	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実費
2 調達費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実費（部品材料費を含みます）
3 据付け費又は撤去費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実費
4 保守・運用費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
5 間接費		当該設備に係る設計費、調達費、据付け又は撤去費、保守・運用費以外に要する経費

第5表 受信専用端末に係るID管理料

(1) 適用

約款第39条（ID管理料及び双方向V S A T地球局管理料の支払義務）に係るID管理料は、次に掲げる作業に適用します。

- ア．専用回線のセキュリティ管理
- イ．受信専用端末属性情報の常時配信

(2) ID管理料の額

（単位：円/月）

サービス種類	～1000端末	1001～3000端末	3001～5000端末	5001端末～
マルチキャスト	800 / 端末	500 / 端末	350 / 端末	200 / 端末

## 第6表 取消料

### (1) 適用

約款第42条（取消料の支払義務）に係る取消料は、約款第8条（予約伝送における伝送時間指定の取消し）の規定に基づく伝送時間指定の取消しを行った場合に適用します。

### (2) 取消料の額

取消料の算定においては、取消した伝送時間を利用したとみなした場合において支払うこととなる料金相当額（以下「取消料算定額」といいます。）を次の式により算定します。

### (式)

取消料算定額 = 取消しをした伝送時間 × 取消を行ったときに専用契約者が選択している伝送速度に対応する1時間当たりの単価料金

3 取消料は、上記の取消料算定額を基に次の表により算定します。

内 容	取 消 料
(1) 取消しの時刻が伝送開始時刻の720時間未満240時間以上前するとき	取消料算定額の 10%の額
(2) 取消しの時刻が伝送開始時刻の240時間未満48時間以上前するとき	取消料算定額の 30%の額
(3) 取消しの時刻が伝送開始時刻の48時間未満24時間以上前するとき	取消料算定額の 50%の額
(4) 取消しの時刻が伝送開始時刻の24時間未満のとき	取消料算定額の100%の額

## 第7表 契約変更手数料

### (1) 適用

約款第40条（契約変更手数料の支払義務）に係る契約変更手数料は、約款第22条（料金プランの変更）の規定に基づく料金プランの変更を行なった場合に適用します。

### (2) 契約変更手数料の額

（単位：円）

契約変更手数料（変更となる1の専用契約あたり）	3,000
-------------------------	-------

3. 双方向サービスに係るもの

第8表 インルート衛星回線の利用に係る回線専用料

(1) 適用

終日専用プランで双方向サービスを利用する場合のインルート衛星回線の利用に適用します。

インルート衛星回線は、下表に定める伝送速度のうちのいずれかを1回線として、その回線数を指定していただきます。

(2) 回線専用料の額

(単位：円/月)

伝送速度	回線専用料(1回線あたり)
64kbps	330,000
128kbps	560,000
256kbps	1,000,000
512kbps	1,900,000

第9表 アウトルート衛星回線の利用に係る回線専用料

(1) 適用

終日専用プランで双方向サービスを利用する場合のアウトルート衛星回線の利用に適用します。

アウトルート衛星回線は、あらかじめ伝送速度を指定していただきます。

(2) 回線専用料の額

(単位：円/月)

伝送速度	回線専用料
64kbps	370,000
128kbps	640,000
256kbps	1,200,000
384kbps	1,700,000
512kbps	2,100,000
768kbps	2,900,000
1.0Mbps	3,700,000
1.5Mbps	5,300,000
2.0Mbps	6,700,000
3.0Mbps	9,400,000
4.5Mbps	13,400,000
6.0Mbps	16,800,000

第10表 音声専用プランの利用に係る回線専用料

(1) 適用

音声専用プランで双方向サービスを利用する場合に適用します。

回線数を指定していただきます。

(2) 回線専用料の額

(単位：円/月)

回線専用料(1回線あたり)
86,000

第11表 回線共用料

(1) 適用

回線共用プランで双方向サービスを利用する場合、契約者が利用するV S A T地球局の数に応じて適用します。

(2) 回線共用料の額

(単位：円/月)

回線共用料(1 V S A T地球局あたり)	
エコノミー	50,000
プレミア	210,000
備考	暦月の初日以外の日にV S A T地球局の数の変更があった場合は、第5条(月額料金の日割)の規定を準用します。

第12表 付加機能料

第1 余白

第2 余白

第3 NOC/S K G伝送回線使用料

(1) 適用

NOCと契約者のデータベース等を接続して双方向サービスを利用する場合、その接続回線としてNOCとS K G間の伝送回線を利用する場合に適用します。

(2) NOC/S K G伝送回線使用料の額

(単位：円/月)

NOC/S K G伝送回線使用料(1契約あたり)	
ベストエフォート伝送	24,000

#### 第4 インターネット接続料

##### (1) 適用

インターネットに接続して双方向サービスの回線共用プランを利用する場合に適用します。

##### (2) インターネット接続料の額

(単位：円/月)

インターネット接続料(1 V S A T地球局あたり)	
5,000	
備考	暦月の初日以外の日にV S A T地球局の数の変更があった場合は、第5条(月額料金の日割)の規定を準用します。

#### 第5 地上回線等接続設定料

##### (1) 適用

N O C又はS K Gにおいて、自営端末設備又は他事業者との契約により調達した電気通信の回線を接続して、双方向サービスの回線共用プランを利用する場合に適用します。

##### (2) 地上回線等接続設定料

(単位：円)

地上回線等接続設定料(1 契約あたり)	
100,000	
備考	N O C又はS K Gに地上回線等を接続した日の属する月の翌月末に支払って頂きます。

第13表 システム構築費

(1) 適用

システム構築費の適用については、約款第38条（付加機能料及びシステム構築費の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

システム構築費の適用	
システム構築費の算定	ソフトウェアの開発又はシステム構築等の工事に適用し、その内容に応じて必要となる設計費（開発費を含みます）、調達費、据付け費又は撤去費、保守・運用費、及び間接費を合計した額とします。

(2) システム構築費の額

項 目	区 分	システム構築費の額
1 設計費(開発費を含みます)	労務費	1 時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	外注費	外注に要した実費
2 調達費	労務費	1 時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	外注費	外注に要した実費（部品材料費を含みます）
3 据付け費又は撤去費	労務費	1 時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	外注費	外注に要した実費
4 保守・運用費	労務費	1 時間当たり人件費単金 × 延労働時間
5 間接費		当該設備に係る設計費、調達費、据付け又は撤去費、保守・運用費以外に要する経費

第14表 V S A T地球局管理料

(1) 適用

約款第39条 ( I D 管理料及びV S A T地球局管理料の支払義務 ) に係るV S A T地球局管理料は、次に掲げる作業に適用します。

- ア．回線のセキュリティ管理
- イ．端末属性情報の常時配信
- ウ．端末動作状況の常時確認
- エ．V S A T地球局包括免許管理料
- オ．電波法に規定される電波利用料

(2) V S A T地球局管理料の額

( 単位 : 円 / 月 )

V S A T地球局管理料 ( 1 V S A T地球局あたり )	
終日専用・音声専用プランでの利用に係るもの	4,000
回線共用プランでの利用に係るもの	5,000
備考 暦月の初日以外の日にV S A T地球局の数の変更があった場合は、第5条(月額料金の日割)の規定を準用します。	

第15表 契約変更手数料

(1) 適用

約款第40条 ( 契約変更手数料の支払義務 ) に係る契約変更手数料は、約款第22条 ( 料金プランの変更 ) の規定に基づく料金プランの変更を行なった場合に適用します。

(2) 契約変更手数料の額

( 単位 : 円 )

契約変更手数料 ( 変更となる1の専用契約あたり )	3,000
----------------------------	-------

附則

(実施期日)

この料金表は、平成 8 年 10 月 31 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 9 年 10 月 1 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 1 年 4 月 1 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 1 年 5 月 6 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 1 年 9 月 1 0 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 3 年 1 月 2 6 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 6 年 2 月 1 6 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 8 年 2 月 1 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 8 年 4 月 1 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 8 年 9 月 1 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日より実施します。

附則

この改訂料金表は、平成 2 0 年 4 月 1 日より実施します

---

資料名 スーパーバードIP VSATサービス料金表

平成 8年 10月 31日	第1版
平成 9年 10月 1日	第2版
平成 11年 4月 1日	第3版
平成 11年 9月 10日	第4版
平成 13年 1月 26日	第5版
平成 16年 2月 16日	第6版
平成 18年 2月 1日	第7版
平成 18年 4月 1日	第8版
平成 18年 9月 1日	第9版
平成 18年 10月 25日	第10版
平成 20年 4月 1日	第11版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770

---